

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（179）」
2. 日時：平成29年6月14日 10時05分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、大塚安全審査官、  
田口安全審査官、吉村安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他7名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

## 5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、提出資料に基づき説明があった。

原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 火災対策として設置する耐火壁（区画壁）が溢水対策も兼ねること及び当該壁の設置に伴う重量の増加を考慮した建屋への影響評価について、整理して説明した資料を提出すること。
- 防護対象設備の蒸気影響に関して、建設時に想定していた環境条件が保守的であるとする点について、整理して説明した資料を提出すること。また、耐火壁（区画壁）新設により、蒸気影響として悪影響がないことを整理して説明した資料を提出すること。
- 高エネルギー配管破断時に機器設備に蒸気が直接かかった際の影響について、整理して説明した資料を提出すること。
- 蒸気影響評価で各区画に対して設定している温度条件を図示した資料を提出すること。
- 基準地震動 $S_s$ における鉄筋コンクリート壁のひび割れに関して、水密性の観点で補修の検討を必要としている幅（0.2mm）が保守的である点について、整理して説明した資料を説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 内部溢水による損傷の防止等（東海第二発電所の特徴と溢水評価に対する考慮事項）
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（溢水による損傷の防止等（第9条））
- ・ 比較表（9条 内部溢水による損傷の防止等）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（溢水による損傷の防止等）
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について